

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第3回本部員会議

平成30年9月12日18時～
県庁4階 特別会議室

I これまでの対応

- 1 発見農場における防疫措置の完了
- 2 関係施設における対応

II 今後の対応

- 1 移動制限等の実施・解除
- 2 県内農場の安全性の確認
- 3 発生農場等における消毒
- 4 関係施設の再開
- 5 地元説明会の開催
- 6 県産豚肉に対する風評被害対策

III 検 証

- 1 発生経緯の検証
- 2 関係法令の適用
- 3 農林水産省との連携
- 4 検証結果に基づく今後の対応の検討

I これまでの対応状況

1 発生農場における防疫措置の完了

- ・9月9日（日）午前6時から開始した殺処分については、農林水産省が定める「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、10日（月）午前5時17分に完了。
- ・死体処理（埋却）については汚染物品の処理とともに11日（火）午前0時00分に処理を完了。さらに、発生農場の畜舎の消毒処理についても、11日（火）午前2時00分に完了。
- ・これらの一連の作業について、11日（火）午後2時00分、家畜防疫員（県中央家畜保健衛生所長）による現場確認をもって、当該農場の防疫措置を完了。

2 関係施設における対応

（1）JAぎふ堆肥センター

①封じ込めの完了

発生農場から糞等がJAぎふ堆肥センターへ搬出されていたため、同指針に即して、11日（火）午前10時30分に、石灰散布による消毒処理及びブルーシートによる被覆作業を完了。

②搬入農家に対する検査の実施等

○9月9日（日）

- ・以降稼働、販売を自粛。
- ・搬入している養豚農家に対し、家畜伝染病予防法第51条に基づき聞き取ったところ、平常時と比較し異常がないことを確認。

○9月10日（月）

搬入している養豚農家に対し、臨床検査及び抗体検査を実施し、異常が無いことを確認。

③商品の安全性の確認

- ・持ち込まれた畜糞は通常3ヶ月以上の発酵を行い、完熟堆肥として出荷。（※完熟堆肥は発酵によりウイルスが死滅）
- ・発酵期間はセンター外への搬出は行っていない。

（参考）堆肥の搬入状況

○印：出荷搬入実績あり。（単位:t）

| | 7/1～8/31 | 9/3 | 9/4 | 9/5 | 9/6 | 9/7 | 9/8 | 合計 |
|---------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| A(豚) 発症 | ○ | | | | | 3 | | 3 |
| B(豚) | ○ | | | | | 2 | | 2 |
| C(豚) | ○ | 4.5 | | | | | | 4.5 |
| 日 計 | — | 4.5 | | | | 5 | | 9.5 |

(参考) 堆肥の販売状況

| | | | |
|------|-----|----|-----------|
| バラ形態 | 9/3 | A店 | 4 t |
| | | B店 | 2 t |
| | | C店 | 2 t |
| 袋詰め | 9/3 | C店 | 150袋/12kg |
| | 9/5 | D店 | 400袋/12kg |

(2) 関市食肉センター（と畜場）

① 平時からの検査による安全性の確認

- ・と畜場法に基づき、県のと畜検査員（獣医師）が、発生農場からの出荷豚も含め、全ての豚についてと畜検査（生体検査、解体前検査、解体後検査）を実施し、検査に合格したものののみ食用として流通しており、これまで豚コレラが疑われる異常なし。

② 消毒の実施

○ 9月9日（日）～11日（火）

- ・豚コレラの感染拡大防止・予防のため、当該と畜場設置者（関市）が場内消毒及び入出車両の消毒を実施。※と畜場は9月8日以降、休場

③ 搬入農家に対する検査の実施等

○ 9月11日（火）

- ・発生農場と交差の恐れのある、同一と畜場に豚を出荷している12農場を対象に、万が一のウイルスの拡散、疾病のまん延を防止するため、臨床検査及び抗体検査を実施し、異常が無いことを確認。

※同一堆肥場を使用している3農場、及び同一獣医師が受診している1農場に対しても同様の検査を実施（同一堆肥場を使用している3農場は上記の農場に含まれており、計13農場に実施）。

II 今後の対応

1 移動制限等の実施・解除

- ・発生農場を中心とした半径10km以内に設定した「搬出制限区域」については、防疫措置の完了から17日経過した後に、制限解除となる（9月29日午前0時）。
- ・半径3km以内に設定した「移動制限区域」については、防疫措置の完了から28日間を経過した後、制限解除となる（10月10日午前0時）。

2 県内農場の安全性の確認

(1) 農家への要請

①県内全ての豚及びイノシシの飼養者（51か所）に対し、本日からの報告徴求を要請済み。

<徴求内容>

飼養頭数、死亡頭数、豚コレラの可能性を否定できないような状況の有無、健康状態について、毎日報告。

②家畜伝染病予防法第52条に基づき、県への報告を義務付けることを告示（今後速やかに実施予定）。

<告示内容>

上記徴求内容と同じ（予定）

(2) 全農場に対する安全確認検査の実施

県内全51農場に対し、安全確認検査を実施する。内容については、農林水産省の「拡大豚コレラ疫学調査チーム」と協議の上、決定。

3 発生農場等における消毒

1週間間隔をあけて、畜舎等の消毒処理を2回以上実施

4 関係施設の再開

(1) と畜場の再開

「と畜場再開するためのバイオセキュリティ要件（案）」（別紙）を策定の上再開（時期未定）。

(2) 同一堆肥場を使用している3農場等の再開

同一堆肥場を使用している3農場、同一と畜場を使用している12農場及び同一獣医師に受診している1農場について、「衛生管理プログラム（案）」（別紙）を策定の上、再開（時期未定）

と畜場再開するためのバイオセキュリティ要件（案）

〔平成30年9月 日
岐阜県農政部長〕

1 運搬車両関連

- (1) 家畜は原則、前日搬入とし、家畜の所有者は、と畜場管理者又は県職員の立会いのもと、運転手名・立会者名・トラックの入出時間を記録する。
- (2) 車両洗浄場所での全てのトラックの洗浄、消毒を行う。
- (3) と畜場敷地内の出荷車両が通過する場所について毎日消毒を行う。
- (4) 車両消毒ゲートの槽の水かさを運搬車両のタイヤが十分に浸かる深さで保つ。

2 運転手関連

- (1) 運転手が係留場所に入る際の入口を1か所に限定する。
- (2) と畜場専用の長靴・防護着(白衣)・ゴム手袋又は使い捨て手袋を利用し、退場時には消毒を行う(施設内で降車する場合は必ず長靴を履き替える。施設内であっても運転時は別の長靴に履き替える。と畜場専用長靴を車に直置きしない)。立会者が防護服を渡すかゲートに防護服とごみ箱を設置する等での対応も可とする。

3 施設関連

- (1) 1農場への豚の搬入が完了する毎に、運搬車両が通過した通路及び豚房の洗浄・消毒を実施する。
- (2) トラック荷台の敷料(糞便含む)置き場の周辺を毎日、洗浄・消毒する。また、敷料置き場は、夜間はブルーシート等で被覆する(できれば荷台の敷料は用いない。輸送中に出た糞便は浄化槽へ。)。

4 その他

- (1) 搬入時に豚の異常が認められた場合速やかに家畜保健衛生所に通報する。
- (2) 家畜保健衛生所が来るまで車両は動かさない。
- (3) 家畜保健衛生所の指導の下で、消毒等を実施する。

衛生管理プログラム(案)

1. 家畜の出荷時

専用の衣服を着用する

専用のゴム手袋または使い捨て手袋を使用する

導入時には、家畜の健康状態をよく観察し、健康状態を確認する

出荷前一週間を目途に、家畜防疫員が立会い、健康状態を確認する

2. 家畜の導入時

専用の衣服を着用する

専用のゴム手袋または使い捨て手袋を使用する

導入時には、家畜の健康状態をよく観察し、健康状態を確認する

導入後一週間を目途に、家畜防疫員による健康状態の確認を行う

3. 畜産関係施設に出入りした後の車両の取り扱い

農場帰着時には、使用した車両を十分に消毒する

車体「腹部」にも消毒薬を散布する

運転席マットを消毒する

5 地元説明会の開催について

(1) 発生農場（岐阜市岩田地区 地元説明会）

開催日 平成30年9月13日（木）19：30～
場 所 岩田公民館（岐阜市岩田西3丁目40）
説明者 県岐阜農林事務所、県中央家畜保健衛生所
対 象 岩田西地区及び東地区の住民（8自治会、520世帯）
内 容 • 防疫措置完了までの取り組み状況
• 移動制限区域解除、搬出制限区域解除に向けた取り組み

<第1回 岩田地区地元説明会概要>

日 時 平成30年9月9日（日） 9：10～10：10
場 所 岩田公民館（岐阜市岩田西3丁目40）
説明者 県中央家畜保健衛生所長

(2) JAぎふ堆肥センター（岐阜市佐野地区 地元説明会）

開催日 平成30年9月13日（木）19：30～
場 所 佐野公民館（岐阜市佐野330-1）
説明者 JAぎふ、県岐阜農林事務所、県中央家畜保健衛生所
対 象 岐阜市佐野地区住民（1自治会、41世帯）
内 容 • 豚コレラの概要と発生までの経緯
• センター内での防疫措置完了までの取り組み状況

(3) と畜場（関市西田原地区 地元説明）

説明日 平成30年9月14日（金）（時間は未定）
場 所 関市食肉センター
説明者 関市、県中濃農林事務所、県中央家畜保健衛生所
対 象 関市食肉センター近隣の住民（2世帯）等希望者
内 容 • 豚コレラの概要と発生までの経緯
• 防疫措置完了までの取り組み状況
• 関市食肉センターに出荷した13農場の検査結果
• （臨床検査及び抗体検査の結果、全ての農場が安全であったことが確認されたことを説明）

6 県産豚肉に対する風評被害対策

(1) 不安解消の取組み

①豚コレラに対する正しい知識の提供

- ・豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することがないこと、また、感染豚の肉を摂取しても人体に影響がないことを、県公式ホームページ等で発信。

②県内農場における発生防止の徹底と安全性の公表

- ・豚コレラ発生に係る疫学関連農場調査の実施
- ・豚コレラ発生予防、まん延防止のため全飼養者に対する定期報告の実施

③と畜場における安全対策と公表

- ・全頭と畜検査を行い、検査に合格した豚肉のみ食用として流通
- ・と畜場内及び入出車両消毒の実施

④堆肥センターの安全性の確認と公表

- ・糞尿を搬入している養豚農家について、家畜伝染病予防法第51条に基づき、9月9日(日)に聞き取ったところ、平常時と比較し異常がないことを確認。(再掲)
- ・万が一のウイルスの拡散、疾病の蔓延を防止するため、臨床検査及び抗体検査を実施し、異常がないことを確認。(再掲)

(2) 県民からの相談対応

県民の食品に対する不安に対応するため、県下各保健所及び県生活衛生課内の「食の安全相談窓口」において、県民からの相談に対応。

※9月11日時点対応件数：10件

(3) 県産豚肉の安全PRキャンペーンの実施

移動制限終了後（防疫措置完了後28日）、豚肉の試食・販売などの県産豚肉PRキャンペーンを行い、ブランド力向上と販売促進対策を進める。

- ・ジ・フーズ（清流の国ぎふ食と農のアンテナショップ）
- ・地産地消フェア（10月20日～11月4日）
- ・農業フェスティバル（10月27日、28日）

III 検 証

1 発生経緯の検証

以下の時系列に従って、農場、県、その他関係者の対応について、事実関係を確認しつつ、以下の視点を中心に検証を実施。

| 時系列 | 事実関係 | 検証の視点（例） |
|------------|---|------------------------------|
| ～ 8月23日 | ○豚の死亡が発生 | ○死亡について、いつ、どの程度確認がされていたか |
| 8月24日 | ○市から病性鑑定依頼 ○依頼に応じ、県中央家畜保健衛生所が立入り、臨床検査、血液生化学検査を実施（6頭分） ⇒感染症の可能性はあるものの熱射病と診断 | ○この時点での豚コレラの可能性は視野に入らなかったか |
| 8月25日 ～ | ○検査等 | ○農場の状態等をどの程度把握していたのか |
| 9月3日 | ○市から病性鑑定依頼 ○新鮮死亡豚の剖検を行い、蛍光抗体検査を実施（3日の1頭分） ⇒陰性：豚コレラを否定 ○5日まで関市食肉センターに豚を出荷 | |
| 9月4日 ～ | ○検査等 | ○農場の状態等をどの程度把握していたのか |
| 9月7日 | ○感染症一般の確認のため、PCR遺伝子検査を実施（3日の1頭分） ⇒陽性 ○上記結果を受け、豚コレラの可能性を検証するため、8月24日に採取した血液についてエライザ抗体検査を実施 ⇒陽性 ○7日まで糞等をJAぎふ堆肥センターに出荷 | ○3～7日までに約80頭死亡していたことについての確認。 |
| 9月8日 | ○国の各種の遺伝子解析によって陽性確定 | |

2 関係法令の適用

(1) 対応方針

事実関係を明らかにした上で、関係する法令を洗い出し、各関係法令の所管省庁と連携を図りながら、適切に適用する。

(2) 現時点において想定される関係法令

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ② 化製場等に関する法律（化製場法）
- ③ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
(家畜排せつ物法)

3 農林水産省との連携

農林水産省は、豚コレラの発生原因の早期究明やまん延防止に万全を期すため、現在設置している疫学調査チームを増強し、飼料、堆肥処理、畜産振興等を専門とする農林水産省及び県の職員と連携した疫学関連の専門チームとして「拡大豚コレラ疫学調査チーム」を設置。

県としてこれに参加するとともに、上記1, 2の検証を実施。

※今後、農林水産省と調整予定

(1) 設置日

平成30年9月12日（水）

(2) チーム構成

別紙のとおり

(3) 役割

原因究明のための疫学情報の収集・調査・分析

4 検証結果に基づく今後の対応の検討

今回の検証結果に基づき、今後の対応を検討し、マニュアル等を整備。

(別紙)

拡大豚コレラ疫学調査チーム構成

※下線は、現在設置中の「疫学調査チーム」構成員

<チーム長>

津田 知幸 KMバイオロジクス株式会社 動物薬事業本部長付特別指導職嘱託（牛豚等疾病小委 委員長）

山川 瞳 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外病研究調整監（牛豚等疾病小委 委員）

<委員>

山本 健久 国立開発研究法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門ウイルス・疫学研究領域疫学ユニット

長野 博子 岐阜県中央家畜保健衛生所 病性鑑定監

山田 学 国立開発研究法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門 海外病ユニット

猪島 康雄 岐阜大学 応用生物科学部 共同獣医学科
食品環境衛生学研究室 教授

<構成員>

山野 淳一 農林水産省消費・安全局動物衛生課国内防疫対策室長

山木 陽介 農林水産省消費・安全局動物衛生課防疫業務班長

山多 利秋 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料検査指導班長

中村 亮太 農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料検査指導班長

前田 顕司 農林水産省生産局畜産部畜産振興課環境計画班長

室賀 紀彦 農林水産省動物検疫所精密検査部危険度分析課主任検疫官

山下 博幸 岐阜県中央家畜保健衛生所長

後藤 宅弥 岐阜県農政部畜産課畜産指導監

土屋 智裕 岐阜県農政部農産園芸課長

佐橋 勝己 岐阜県健康福祉部生活衛生課食品安全推進室長

<事務局>

栗栖 輝光 農林水産省消費・安全局動物衛生課調査分析班長

本間 慎太郎 農林水産省消費・安全局動物衛生課防疫企画班係長

室賀 紀彦 農林水産省動物検疫所精密検査部危険度分析課主任検疫官（再掲）

平井 明希子 農林水産省動物検疫所中部空港支所検疫課主任検疫官